

会 議 結 果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市民生委員推薦会		
開催日時	令和元年8月19日(月) 午後3時30分から午後4時10分まで		
開催場所	市役所3階 研修室4・5		
出席者	(委員長) 藤川仁司(市議会議長) (委員) 水谷正邦(市議会議員)、野々山勝利(民生児童委員協議会長)、梅川小夜子(民生児童委員協議会副会長)、天石惇郎(シルバー人材センター会長)、鈴木信幸(いきいきクラブ連合会長)、加藤 亘(子ども会育成連絡協議会長)、松本美佐(教育委員)、吉野嘉郎(校長会代表)、鈴木 淳(社会福祉協議会長)、酒井喜市(副市長)、太田寿恵広(福祉部長) (事務局) 福祉部次長 岡田高行、福祉課 海堀課長、清水主任主査、佐野主事		
欠席者	鈴木睦子(社会福祉法人代表)、加藤良信(区長会代表)		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	福祉部 福祉課 担当者 清水 慎太郎 電 話 0561-32-8010(直通) ファクシミリ 0561-34-3388 電子メール fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	要約	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報についての審議が行われたため
審 議 経 過	別紙のとおり		

## みよし市民生委員推薦会 会議録

日 時 令和元年8月19日（月）

午後3時30分から

場 所 みよし市役所3階

研修室4・5

### 1 あいさつ

### 2 委員長選任

海堀 福祉課長	ただ今から、みよし市民生委員推薦会を開会を開催いたします。 はじめに、市長からあいさつを申し上げます。
市長	委員の皆様には、御多忙の中、委員をお引き受けいただきありがとうございます。また、日頃は、本市の福祉行政推進に対し格別な御理解と御協力を賜り、重ねて、お礼申し上げます。 本年は、3年に一度の民生児童委員一斉改選の年であり、民生委員法の定めるところにより、県知事へ推薦する民生児童委員候補者の適格性などを審査するのが、この推薦会の役割でございます。 民生児童委員は、各地域において何らかの支援が必要な方と行政を結びつける、非常に大切な役割を担っていただいております。今回の改選に当たり、各行政区の区長から適任者を推薦していただいております。 いずれの候補者の方も、地域住民の信頼厚く、頼りにされている方たちばかりだと伺っておりますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。 今後も地域福祉の充実に努めて参りたいと考えていますので、民生委員推薦会の皆様におかれましても、地域福祉の推進に御尽力いただきますようお願い申し上げます。
福祉課長	続きまして、委員長の選任についてお諮りいたします。 委員長は、民生委員法第8条第3項において委員の互選によると定められておりますので、皆様の互選により委員長の選任をお願いします。
野々山 委員	藤川みよし市議会議長に委員長をお願いしたいと思います。
福祉課長	藤川様という、ただ今の御発言に対して、御意見はございませんか。 <b>【意見なし】</b> ご意見がございませんので採決をお願いいたします。みよし市議会議長 藤川様を委員長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 <b>【委員挙手】</b> 全員賛成でございますので、みよし市議会議長藤川様に委員長をお願いしたいと思います。 <b>【委員長移動】</b> ここで藤川委員長から、御あいさつをいただきたいと思っております。
藤川 委員長	ご推挙いただきましたので、みよし市民生委員推薦会委員長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。 さて、当推薦会は、地域福祉の第一線でご活躍いただく民生委員の皆さまを推薦させていただくという、非常に重大な責務をおおせつかったわけであり、今回の改選は、3年に一度の全国一斉改選であり、各行政区から推薦された66人の候補者について審査することとなっておりますのでよろしくお願い致します。候補者は、お手元の資料にあるとおりでございますが、各区長より人格・識見等、十分に審査された中で推薦いただいております。当推薦会としても、再度、各委員のご意見等を拝聴した上で、愛知県知事に推薦し

	てまいりたいと思いますので、よろしくご審議賜りますようお願い申しあげ、私からのあいさつとさせていただきます。
福祉課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、市長は他の公務のため退席いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【市長退席】</p> <p>これより、ご審議いただきたいと存じます。</p> <p>議事の進行につきましては、民生委員法施行令第3条に基づき委員長が議長となりますので、藤川委員長に議事進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>

### 3 愛知県民生委員・児童委員推薦基準について

藤川 委員長	<p>それでは、規定に基づき、委員長が議長を務めますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入る前に、会の成立を確認したいと思ひます。本推薦会委員定数14人に対し、本日の出席委員は、12人です。民生委員法施行令第4条で規定しています委員の過半数に達していますので、本推薦会は成立しております。</p> <p>それでは、審査にあたり、愛知県民生委員・児童委員推薦基準につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、愛知県民生委員・児童委員推薦基準について説明させていただきます。</p> <p>民生委員の要件は、民生委員法第6条のとおり、市町村議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意ある者であって児童福祉法の児童委員としても適当である者とされており、児童委員としても適当な者とは、児童福祉法の第16条で市町村に児童委員を置くことが定められており、民生委員をこれに充てることとされていますので、民生委員は児童委員を兼ねることとなります。</p> <p>民生委員については、市町村の民生委員会から愛知県知事に推薦し、愛知県知事が厚生労働大臣に推薦するため、愛知県でより詳しく推薦基準を定めています。推薦基準の1の基本方針ですが、民生児童委員は実際に地域住民の相談役・見守り役として精力的に活動されることが期待されます。</p> <p>2の適格要件ですが、(1)に民生児童委員の適格要件が、(2)で主任児童委員の適格要件が記載されています。主任児童委員とは、民生児童委員の中で児童福祉に特化して活動していただく委員で、主に各担当地区の民生児童委員と連携しての活動となります。民生委員の要件に加えて、教員や保育士経験、児童育成活動の有無などが要件となりますので、子ども会やジュニアクラブの役員経験、PTA経験でも可としています。</p> <p>3の選任に際しての留意事項ですが、将来にわたって十分な活動が期待できる者ということで、民生委員の業務は経験や地域との繋がりも重要であるため、2期、3期と続けられることが望ましく、区長に依頼する際にも、できれば2期は続けられる年齢の方を探していただくようお願いしました。</p> <p>再任の方につきましては、活動実績を踏まえて選出することとされていますが、現任の委員の皆様には、精力的に活動していただいております、十分な活動実績があるものと事務局として実感しています。</p> <p>4の年齢制限ですが、民生委員につきましては、委嘱日であります12月1日現在で75歳未満とされていますが、地域の事情により選出が困難な場合は、75歳以上であっても現職の再任に限り、1期のみ延長が認められています。</p> <p>主任児童委員については子育て世代と共感できる年代ということで、55歳未満という年齢制限となっています。こちらにつきましても弾力的な運用が可能とされています。</p>

	<p>5の政治的中立の確保では、議会の議員が兼ねることはできないとしています。</p> <p>6の定数の充足ですが、定数に対して欠員がないようにということです。</p> <p>7のその他としまして、主任児童委員の半数は女性となるよう努めるとされてはいますが、民生委員につきましても、行政区内に複数の委員がいる場合は、半数は女性となるよう努めていただきたいと思いますとお願いをしております。</p> <p>以上で、愛知県民生委員・児童委員推薦基準の説明とさせていただきます。</p>
藤川 委員長	<p>ただいま説明のありました推薦基準に基づき、民生委員・児童委員の推薦について本推薦会で審査したいと思います。</p>

#### 4 民生委員・児童委員の推薦について

藤川 委員長	<p>続いて、事務局から候補者について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、民生委員・児童委員の推薦について説明させていただきます。民生委員・児童委員推薦候補者名簿（案）をご覧ください。</p> <p>民生委員・児童委員の任期は3年間であり、現在の委員は、令和元年11月30日で任期が満了いたします。次の任期は令和元年12月1日から令和4年11月30日までです。なお、民生委員の任期の開始日につきましては、昭和28年の民生委員法の改正時に全国一斉に12月1日が委嘱日とされました。</p> <p>本市の現在の委員定数は、民生委員66人、主任児童委員4人の合計70人です。国の定数基準では120世帯から280世帯に1人の委員配置となっており、本市は平成31年度4月1日現在、24,141世帯ありますので、本来は280世帯に1人でも85人程度の定数となります。しかし、本市は高齢化率が低く、要支援者が比較的少ないということもあり、基準よりも少ない定数で県にお認めをいただいています。</p> <p>なお、主任児童委員については、国の定数基準では民生委員の定数40人以上で主任児童委員が3人となっていますが、本市では中学校区ごとに1人の4人としています。</p> <p>民生委員・児童委員、主任児童委員の再任の方につきましては、新任時の推薦会で審議されており、現に十分な活動をしていただいておりますので、事務局としましては適格要件につきましては問題ないかと思っておりますことを、参考までに申し添えさせていただきます。</p> <p>ここで、新任候補者を御紹介させていただきます。</p> <p><b>【新任候補者の紹介】</b></p> <p>今回、ご審査いただく候補者のうち、再任が39人、新任が27人となっていますが、本日現在で4人が、行政区での人選が難航しているなどの理由で推薦調書が未提出であります。この4人につきましては、推薦調書の提出がありましたら、委員書面にて資料と意見書、返信封筒を送付させていただき、郵送で意見書をいただく形でお願いしたいと思います。本来は推薦会を招集してご審議をいただきたいところですが、県への推薦期限が8月22日であるため、行政区からは期限後の提出になると思われます。推薦調書がいつ提出されるかわからないこと、また、推薦調書提出後は早急に県へ提出しなければならないという中で、日程調整等も難しいと考えていますので、郵送での書面審査でご了解いただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。</p>
藤川 委員長	<p>それでは、ただ今説明のありました候補者について、ご質疑ございましたらご発言ください。</p>
天石委員	<p>まだ4人推薦がないと報告があったが、これまで民生委員が欠員だったことはあるのか。欠員があった場合はどのように対処するのか。</p>
事務局	<p>前回の改選でも推薦会時には6人欠員だったが、会議後に推薦があつて書面での審査を行い、定員を満した上で愛知県に提出しました。欠員が出ると市</p>

	<p>民の生活に支障が生じるため、行政区にはなるべく早く推薦いただくよう依頼しています。行政区に複数の民生委員がいる場合は欠員部分をカバーし、1人しかいない場合は周りの行政区や民生児童委員協議会の役員等で対応されています。</p>
水谷委員	<p>今回、75歳以上での推薦者が2人いる。共に区長を兼任されており、自薦で提出されてきていると思われるが、探した上で他に適切な方がいなかったということか。</p>
事務局	<p>今回は、これまでよりも早く昨年の12月の区長会で推薦を依頼させていただきました。1回目の推薦期限を3月15日とし、その段階では出ていない行政区も結構ありましたが、その後も各区に依頼をし続け、徐々に推薦されてきました。先ほどの2行政区の区長も他に見つからなくてやむを得ずと聞いており、現在も民生委員を務めていることもあって受理しました。各区長とも積極的に探してくださったようです。</p> <p>山伏行政区は外国人が多く、日本人でやれる方となると若くて働いていたり、現実的に民生委員としての活動がしづらい区で、中島行政区も同じ状況です。県の基準だと75歳を超えて1回だけ推薦できるのですが、3年後の改選でまた同じ問題が出てくると考えられます。そのため、この3年でなり手の発掘を御依頼していることも申し添えておきます。事務局としては見守っていきたいと考えています。</p>
藤川 委員長	<p>他に意見がないようですので、推薦の採決を行います。</p> <p>候補者推薦名簿に記載された、66人の推薦について、愛知県民生委員・児童委員推薦基準の適格要件等に照らし合わせて、適格者として推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【委員挙手】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>民生委員法施行令第5条の規定により、議事については出席委員の過半数で決するとありますので、全員の賛成により、候補者につきましては全員、愛知県に推薦することと決定しました。</p> <p>なお、候補者未定の行政区分につきましては、先程、事務局から説明がありましたとおり、候補者が決まり次第、書面にて皆さんの賛否をお伺いし、推薦会の開催にかえさせていただくという事で、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、議事の全てを終了いたしましたので議長の職を降りさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご審議賜り、ご決定いただきましたとおり、66人の皆さんを愛知県に推薦させていただきます。</p> <p>以上をもちまして民生委員推薦会を閉会させていただきます。</p>